

## 別添6 強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業

### 第1 事業の内容

公募団体のうち、地域における強化哺乳技術の普及を推進する団体（以下「公募団体F」という。）は、次に掲げる事業を行うものとする。また、公募団体Fは、第2の1に規定する生産者集団等が1の事業を行う場合には、その実施に要する経費を補助するものとする。

#### 1 早期出荷支援対策

地域における肉用子牛の発育の向上及び早期出荷を図るために強化哺乳技術の活用等の取組を実施した肉用子牛生産者に対して、家畜市場への出荷頭数に応じた奨励金の交付

#### 2 早期出荷支援対策の推進

1の事業を円滑に実施するための会議の開催及び事業の推進指導等

### 第2 事業の要件

#### 1 生産者集団等

(1) 第1の生産者集団等は、生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、公社及び一般社団法人等とする。

(2) (1)の生産者集団は、3戸以上の農業者から構成され、次に掲げる事項のすべてを内容とする規約を有するとともに、その規約について、あらかじめ公募団体Fの長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

ア 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項

イ 生産者集団の運営に関する事項

ウ 肉用牛生産の振興に関する事項

エ その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

#### 2 早期出荷支援対策

##### (1) 奨励金交付対象者

第1の1の奨励金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第6条第1項に規定する生産者補給金交付契約を同法第6条第1項の指定を受けた都道府県肉用子牛価格安定基金協会との間で締結している者であること。また、交付対象生産者集団にあっては、その構成員の全員が同契約を締結していること。

イ 強化哺乳技術の活用等の取組として代用乳（飼料メーカーが保証する栄養成分の含有率として、粗タンパク質は26%以上、粗脂肪は18%以下であるものに限る。以下同じ。）を利用する者であって、（2）に定める奨励金交付対象牛1頭当たり45キログラム相当分を事業実施期間内に購入したことを証明する書類（電磁的記録を含む。）を保管し、その写しを提出できる者であること。

## （2）奨励金交付対象牛

第1の1の奨励金の交付対象となる肉用子牛は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 同一の奨励金交付対象者において、国又は機構が実施する、肉用子牛の発育の改善に係る事業の補助金の交付を受けていないこと。

イ 黒毛和種であること。

ウ 事業実施期間内に家畜市場に出荷された牛であること。

エ 家畜市場への出荷時点において、雄（去勢）牛にあつては満182日齢以上満270日齢以下、雌牛にあつては満182日齢以上満280日齢以下であること。

オ 家畜市場への出荷時点において、1日当たりの増体量（出荷時点での体重を出荷時点での日齢で除して得られた値をいう。以下同じ。）が、雄（去勢）牛にあつて1.08キログラム以上、雌牛にあつては0.97キログラム以上であること。

## （3）奨励金交付対象頭数

第1の1の奨励金の交付対象となる頭数は、（2）に掲げる要件を全て満たす牛であつて、当該奨励金交付対象者が事業実施期間内に（1）のイに定める代用乳を購入したことを証明する書類（電磁的記録を含む。）に基づき算出された代用乳の総購入量を45キログラムで除して得られた値を上限とする。

## 3 みどりの食料システム戦略

第1の1の事業に参加する生産者は、「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」（令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知）に基づき、持続的な畜産物生産に向けた取組が行われるよう努めるものとする。

## 4 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置

公募団体Fは、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、第1の1の事業に参加する生産者が、次に掲げる要件のいずれかを満たしている者であることを確認するものとする。

（1）令和5年度に、配合飼料価格安定基金（配合飼料価格安定対策事業補助

金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）第2の（1）に定める配合飼料価格安定基金をいう。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下この項において「契約」という。）の締結をしている者であること。

（2）令和4年度及び令和5年度のいずれも契約を締結していない者であること。

（3）令和4年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、令和5年度に契約を締結していない者であること。

### 第3 事業の実施

#### 1 事業実施要領の作成

公募団体Fは、事業の実施に当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成して、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

#### 2 事業実施計画の作成

生産者集団等は、事業の実施に当たっては、事業実施計画を作成し、公募団体Fに提出するものとする。

公募団体Fは、提出された事業実施計画を取りまとめ、別紙様式第1号の別紙を内容とする事業実施計画を作成するものとする。これを変更する場合も同様とする。

#### 3 都道府県知事との協議等

都道府県を区域とする公募団体Fは、1及び2を作成した上で、都道府県知事に協議するものとする。これを変更する場合も同様とする。

なお、全国又は複数の都道府県を区域とする公募団体Fは、第5の1、2及び第6を理事長に提出した後、事業参加農家の所在する都道府県畜産主務課にその写しを届け出るものとする。

#### 4 事業の委託

公募団体Fは、事業の一部を理事長が適当と認めた団体に委託して行うことができるものとする。この場合、委託契約を締結するものとする。

### 第4 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、公募団体Fが第1に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

## 第5 補助金交付の手續等

### 1 補助金の交付申請

公募団体Fは、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第1号の肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

### 2 事業の変更承認申請

公募団体Fは、補助金交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

### 3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 公募団体Fは、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

## 第6 事業の実績報告

公募団体Fは、別紙様式第4号の肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業）実績報告書を作成し、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに理事長に提出するものとする。

ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

## 第7 消費税及び地方消費税の取扱い

### 1 補助金交付申請書提出時の取扱い

公募団体Fは、機構に対して第5の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律

第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

## 2 事業実績等の報告時の取扱い

公募団体Fは、1のただし書により申請をした場合において、第6に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

## 3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

公募団体Fは、1のただし書により申請をした場合において、第6に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の肉用牛経営安定対策補完事業(強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業)に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額(2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額)を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合(公募団体等自ら又はそれぞれの生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。)であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

## 第8 事業の実施期間

この事業の事業実施期間は、令和4年度及び令和5年度とする。

## 第9 事業の推進指導等

- 1 公募団体Fは、都道府県及び機構の指導の下、関係機関、関係団体との連携、生産者等に対するこの事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底、公募団体F、生産者等に対する指導その他の必要な支援に努めるものとする。

## 第10 帳簿等の整備保管等

- 1 公募団体Fは、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 3 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、公募団体Fに対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

## 第11 電子情報処理組織による申請等

- 1 公募団体Fは、第3の1の規定による実施要領の承認申請、第5の1の規定による交付申請、第5の2の規定による変更承認申請、第5の3の(2)の規定による概算払請求、第6の規定による実績報告及び第7の3の規定による仕入れに係る消費税等相当額報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「共通申請サービス」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本実施要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 公募団体Fは、1の規定により交付申請等を行う場合は、本実施要綱の様式の定めにかかわらず、共通申請サービスにより提供する様式によるものとする。
- 3 理事長は、1の規定により交付申請等を行った公募団体Fに対する通知、承認、指示及び命令については、公募団体Fが書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、共通申請サービスを使用する方法により行うことができる。
- 4 公募団体Fが2の規定により共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合は、共通申請サービスのサービス提供者が別に定める共通申請サービスの利用に係る規約に従わなければならない。

(別表)

第4関係

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業	公募団体Fが次に掲げる事業を行うのに要する経費。また、生産者集団等が第1の1の事業を行う場合に、その実施に要する経費を公募団体Fが補助するのに要する経費。	
1 早期出荷支援対策	強化哺乳技術の活用等の取組を実施した肉用子牛生産者に対して、家畜市場への出荷頭数に応じた奨励金を交付	定額 (1頭当たり 6千円以内)
2 早期出荷支援対策の推進	1の事業を円滑に実施するための会議の開催及び事業の推進指導等	定額

別紙様式第1号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業）補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名

令和 年度において肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業）を下記のとおり実施したいので、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添6の第5の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業）実施計画」のとおり



### 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 早期出荷支援対策				
2 早期出荷支援対策の推進				
計				

### 4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日                      年 月 日

(2) 事業完了予定年月日                年 月 日

### 5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

(3) 別紙「肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業）実施計画」を都道府県知事に協議したことを証する書類の写

(注) 添付書類のうち(1)及び(2)は、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙 肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業）実施計画

1 早期出荷支援対策

番号	事業実施者名	実施時期	内容	事業費	積算基礎			負担区分		備考
					頭数	単価	金額	補助金	その他	
1	( )									
2	( )									
	合計									

注1 事業実施者名の欄の( )には、奨励金の交付対象となる生産者数を記入すること。

注2 事業実施者が実施する強化哺乳技術の活用等の取組の内容を示す資料を添付すること。

2 早期出荷支援対策の推進

(単位:円)

公募団体Fの名称	実施時期	補助対象経費	内容	補助率 又は額	事業費	負担区分		費目	積算基礎
						補助金	その他		
		会議の開催							
		推進指導							
合計									

注 「費目」は、会場借料、旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、講師謝金、委員謝金、技術指導事務費、賃金及び事務諸費とし、「積算基礎」に参加人数等の詳細を記載すること。

3 生産者集団等の概要

(1) 生産者集団が事業を実施する場合

番号	取りまとめ農協名	生産者 集団名	事務所 所在地	代表者氏名	構成員戸数	飼養戸数及び頭数				出荷頭数	備考
						経営形態	戸数	子取り用雌牛	肥育牛		
1											
2											
3											
計(集団数)											

- (注) 1 「経営形態」欄は、「繁殖経営」、「肥育経営」、「一貫経営」の別を記載すること。  
 2 子取り用雌牛は、子牛を生産することを目的として飼養されている雌牛とする。  
 3 出荷頭数は、前年度の頭数を記載すること。

(2) 公社、農協等が事業を実施する場合

番号	公社、農協等名	地域内肉用牛農家戸数 (組合員肉用牛農家戸数)				地域内肉用牛頭数 (組合員肉用牛飼養頭数)				その他
		繁殖経営	肥育経営	一貫経営	合計	子取り用雌牛	肥育牛	育成牛等	合計	
1										
2										
3										
計(集団数)										

- (注) 1 「経営形態」欄は、「繁殖経営」、「肥育経営」、「一貫経営」の別を記載すること。  
 2 子取り用雌牛は、子牛を生産することを目的として飼養されている雌牛とする。  
 3 育成牛等は、子取り用雌牛、肥育牛のいずれにも属さない牛とする。

別紙様式第2号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業）補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添6の第5の2の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 事業の内容

別紙「肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業）実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

（注）2及び3については、別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう変更前を（ ）書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業）補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業）について、下記のとおり金円を概算払により交付されたく、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添6の第5の3の(2)の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算払 受領額 ④	今回 概算払 請求額 ⑤	令和 年 月 日まで 予定出来高 (④+⑤)/②	残額 ②-④-⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の概算払必要額の積算根拠として月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名

預金種類

口座番号

口座名義

別紙様式第4号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業）実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業）について、下記のとおり実施したので、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添6の第6の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業）実績報告書」のとおり

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日                      年 月 日

(2) 事業完了年月日                      年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名

預金種類

口座番号

口座名義

注1 1～3については、別紙様式第1号に準じて作成すること。

2 3について、実績額の上段に計画額を（ ）書きし、計画と実績が比較できるようにすること。



別紙様式第5号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業）補助金について、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添6の第7の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

記

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額(令和 年 月 日付け 農畜機第 号による補助金額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                           | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額                     | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2)   | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も)

併せて提出すること)

- ・公募団体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載  
〔 〕

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載  
〔 〕

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・公募団体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料